

《 県内の保育士養成施設が実施する学校推薦選考を受験される方へ 》

福島県保育士修学資金 特別貸付事業のご案内



この制度は、保育士資格の取得を目指す学生が、経済的理由により保育士養成施設への進学をあきらめることのないよう、養成施設入学前に必要経費の一部を貸し付ける制度です。

貸付内容＜全額無利子＞ ※申請には高等学校の推薦が必要です。

貸付額は、50万円以内

(学費相当分 30万円以内)

(入学準備金 20万円以内)

【貸付対象】

福島県内の保育士養成施設に推薦選考により進学し、卒業後、県内において保育士として業務に従事しようとする者であって、次のすべての要件を満たす方。

- ①生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する方。
- ②県内の保育士養成施設の推薦選考を受験し、合格した方。
- ③所定の期日までに入学手続きを完了する見込みの方。
- ④保育士養成施設に入学後、「保育士修学資金貸付」を申請し、第1回目の修学資金交付後、本事業による貸付金の返還を確約する方。

【募集人数】 10名(予定)

【募集期間】 令和7年9月1日(月)～令和8年1月30日(金)

* 問い合わせ先 *

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 施設支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 1 1 1

TEL : 024-523-1256

mail : shisetsu@fukushimakenshakyo.or.jp

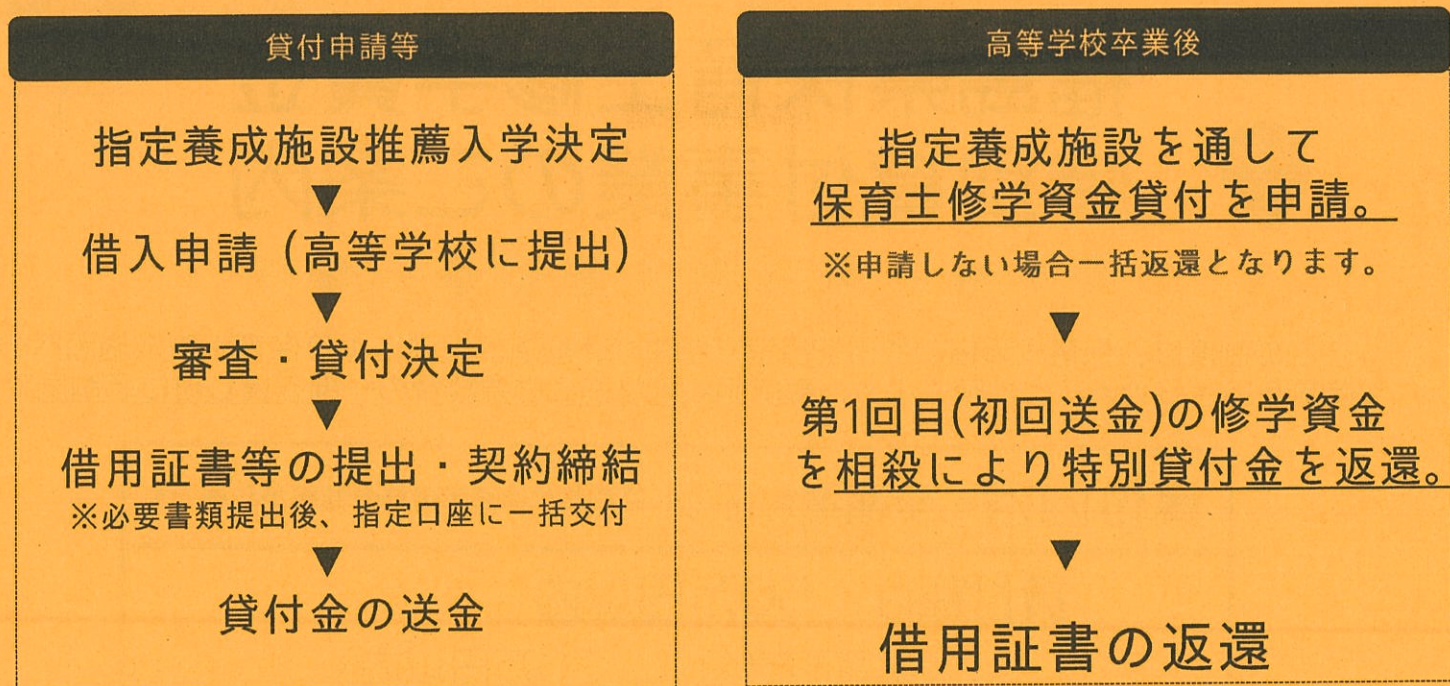


<https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>

各種貸付→「保育の貸付事業のご案内」

裏面をご覧ください⇒

1. 保育士修学資金特別貸付申請から返還まで



2. 保育士修学資金貸付とは(入学後養成施設を通して申請)

保育の職場で働く人材の育成・確保を目的として実施している修学資金の貸付事業です。

貸付条件を満たせば、貸付金の返還免除の優遇を受けることができます。

【貸付内容】

- ①修学資金 月額5万円以内(修学期間2年の場合)
- ②入学準備金 20万円以内(任意)
- ③就職準備金 20万円以内(任意)

【返還の免除】 次の条件をすべて満たした場合、貸付額が全額免除になります。

- ①養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行うこと。
- ②保育士として登録後、福島県内の施設等で保育士業務に従事し、かつ継続して5年間従事すること。(過疎地等で業務従事した場合は3年間)

※連帯保証人を1名立てていただきます。※貸付には審査があります。※貸付条件に反した場合は一括返還となります。